

南丹市立図書館

中央図書館 TEL (0771) 68-0080
八木図書室・日吉図書室・美山図書室
(休館日: 毎週月曜日・祝日)

<http://library.intra.city.nantan.kyoto.jp/>

図書館へようこそ!

No.26



イメージキャラクター「なびっと」

図書館の出前講座を「存じ」ですか

素敵な本との出会いをサポートします

図書館では、職員が図書館を飛び出してさまざまな出前講座を行っています。

小学生や中学生を対象にした絵本の読み聞かせやブックトークはもちろんのこと、参観日などの機会を活用して、保護者や祖父母、地域の方々に「読書することの楽しみ」を知っていただく機会を設けています。

子どもたちが多くの本と出会って健やかに成長してくれることと同様に、大人がもっと多くの本と出会って、生涯にわたって学び、生かす生涯学習のための支援を行っています。

今年も皆さんに、一冊でも多くの本がお届けできる一年となりますように…

新刊紹介



『ぼくの図書館カード』
絵… グレゴリー・クリステイ
文… ウィリアム・ミラー
発行… 新日本出版社

図書館を利用できない黒人の子どもたちを主人公に、本を読む楽しさや図書館の魅力について描いた絵本。



『35歳からの金のおリアル』
著… 人生戦略会議
発行… W E V E 出版

40歳、50歳を笑って迎えるために、たくましく、しっかりと生きる抜く思考法と選択肢を提案する渾身の書。

暮らしと

ホッと

—第11回—
消費生活情報

送りつけ商法にご用心!

注文していないのに商品と振込用紙が送られてきたり、代金引換宅配便で商品が送りつけられたりという被害相談が消費者センターに寄せられています。

消費者の「承諾」の意思表示がなければ契約は成立しませんから、この状態では消費者には代金の支払義務は生じません。

消費者へのアドバイス

① 注文や申し込みをしていない場合、代金の支払義務はありません。

② 商品の所有権は販売業者にあります。商品が送付された日から14日間または業者に商品の引き取りを請求した日から7日間のいずれか早い方が経過した場合は、販売業者は引き取り請求権を失うため、期間経過後は自由に商品処分することができず、

③ 代金引換宅配便で送られた場合、販売業者が分からないことが多いため、いったん支払うと代金を取り戻すことが困難です。心当たりの無い商品の受け取りは断りましょう。

④ 指定商品制ではなく、すべての商品が対象です。

⑤ トラブルにあった場合は、すぐに消費者センターに相談しましょう。

「消費者ホットライン」

TEL 0570-064-370

(商工観光課)

このように業者が一方的に商品を送りつけてくる商法は「ネガティブ・オプショーン」「送りつけ商法」と呼ばれています。業者からの商品送付は売買契約の「申し込み」にあたりませんが、

- 例① 水産業者を名乗る者から突然電話があり、「サケは好きか」などと好みを聞かれて答えただけで、注文もしていないのに魚が送られてきた。
- 例② 「カニを買わないか」と突然電話があり、断ったのに商品が届いた。
- 例③ ある日突然、本と振込用紙が届いた。